平成２９年（フ）第８５１号
大阪府八尾市末広町４丁目10番14号　リバーヒル八尾402号
債務者　朝倉　昇平
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　浩司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月22日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第６８号
新潟市西区ときめき西２丁目８番地８　フリージアＢ105号
債務者　堀内　　博
1　決定年月日時　平成29年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　磯部　　亘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月16日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３１３４号
大阪市東淀川区菅原７丁目５番５号　メゾン菅原506号
債務者　駒　　裕也
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森本　哲平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月25日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第７７２号
大阪市東住吉区山坂４丁目16番７号
債務者　岡邉　知世
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村岡　悠子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月25日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成29年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第８９２号
大阪府東大阪市加納８丁目25番28号
債務者　入江　典博
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高砂健太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月25日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４号
三重県四日市市笹川８丁目45番地１　笹川団地３－202、前住所三重県四日市市笹川４丁目106番地１
債務者　渡瀬　長嗣
1　決定年月日時　平成29年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小貫　陽介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月26日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第１２号
三重県四日市市采女町1011番地１　シェルモール采女605号
債務者　伊藤　正美
1　決定年月日時　平成29年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　拓也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月26日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第９４号
鹿児島県出水市麓町24番35号　コーポ山下５号
債務者　東　　和幸
1　決定年月日時　平成29年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原田　喜之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月19日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第５１号
函館市美原３丁目53番25号
債務者　伊藤　翔兵
1　決定年月日時　平成29年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第７０号
函館市上野町23番20号
債務者　永田　　徹
1　決定年月日時　平成29年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第７１号
函館市神山１丁目22番20―103号
債務者　尾崎　　健
1　決定年月日時　平成29年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第１１号
北海道北見市光西町195番地３　玉越病院内、前住所北海道北見市広明町210番地12　第３光洋ハイツ201号
債務者　木村実千代
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２９年（フ）第６号
宮城県登米市迫町佐沼字中江１丁目２番地１　ＣＲＥＡ　Ａ棟
債務者　青木　千恵
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２９年（フ）第１３７号
さいたま市桜区田島９丁目27番４号
債務者　高山　勝之
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１６９号
埼玉県戸田市新曽南２丁目２番５号　レオパレス戸田公園第２―106号室
債務者　杉原　将一
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１８２号
埼玉県桶川市泉２丁目10番３号　メゾンピルテ３―103号
債務者　島田　　大
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１９２号
埼玉県上尾市大字小敷谷77番地１　西上尾第二団地３―19―109
債務者　渡邉　一三
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係